

1・火	計量記念日 文化財保護強調週間(～7) 小江戸川越七福神巡りの日
2・水	
3・木	文化の日 第2回川越市生涯スポーツフェスティバル(川越運動公園) 祝日収集=可燃ごみ(月・木コース)・その他プラスチック製容器包装(木コース) 休日当番医=レディースクリニック小川医院(産婦)上戸296-2・TEL233-0310
4・金	
5・土	わが街川越放映日(午前9時30分～)
6・日	年金週間(～12) わが街川越放映日(午後5時30分～) 休日当番医=和田眼科クリニック(眼)南台2丁目13-7・TEL291-5510
7・月	立冬 国有財産の日 全国糖尿病週間(～13)
8・火	吞龍デー
9・水	「119番」の日 秋季全国火災予防運動(～15)
10・木	技能の日 広報川越発行日
11・金	税を考える週間(～17)
12・土	女性に対する暴力をなくす運動(～25)
13・日	休日当番医=伊佐沼クリニック(耳)古谷上27-1・TEL235-0100
14・月	埼玉県民の日
15・火	七五三
16・水	
17・木	
18・金	青少年を育てる日
19・土	わが街川越放映日(午前9時30分～)
20・日	家庭の日 医療安全推進週間(～26) わが街川越放映日(午後5時30分～) レインボー文化講演会2005(坂戸グランドホテル・坂戸市) 休日当番医=六軒町やまぶき皮膚科(皮)六軒町2丁目10-3・TEL228-2112
21・月	
22・火	小雪
23・水	勤労感謝の日 休日当番医=井上医院(外・内)元町2丁目8-8・TEL222-0326
24・木	伊佐沼農産物直売所オープン
25・金	性の健康週間(～12/1) 広報川越発行日
26・土	市立博物館新収蔵品展「松平周防守家家臣太田家伝来の品々」(～12/11)
27・日	農業ふれあいセンターまつり2005(農業ふれあいセンター) 休日当番医=犬竹医院(外・内)大手町4-3・TEL222-4141
28・月	成田山のみの市
29・火	
30・水	

■主な月間 全国青少年健全育成強調月間 乳幼児突然死症候群(SIDS)対策強化月間 ゆとり創造月間 職業能力開発月間
児童虐待防止推進月間 快適通勤推進月間 JAS普及推進月間 伝統的工芸品月間 計量強調月間

■市税納期 固定資産税(第3期) 国民健康保険税(第5期)

休日の診療機関

内科・小児科=川越市休日急患・小児夜間診療所(小仙波町2丁目45-5・TEL223-0601) 受付時間…午前9時～11時・午後1時～3時・午後8時～10時30分

*小児科の診療(急患に限ります)は、月～金曜日の午後8時～10時にも行っています。

休日当番医=変更になる場合があります。受診の際は、当日の休日当番医にご確認ください 受付時間…午前9時～午後4時

歯科(急患のみ)=川越市予防歯科センター(三久保町18-3・TEL224-3891) 受付時間…午前9時～11時30分

市税の収納窓口の延長(11月21日(月)・22日(火)・24日(木)・25日(金))

午後7時まで収納課・国保年金課(本庁舎2階)の窓口を延長します。市税の納付や納税相談等に、ご利用ください。

問い合わせ…収納課収納第1係・TEL224-8811内線2384▶国保年金課国保収納係・TEL224-8811内線2477



守ろう。笑顔の未来

～11月は「児童虐待防止推進月間」です～

●子どもを虐待から守るための5か条

- 1 「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通告）
- 2 「しつけのつもり……」は言い訳
- 3 1人で抱え込まない
- 4 親の立場より子どもの立場
- 5 虐待はあなたの周りでも起こりうる

子どもを虐待から守る地域フォーラム

内容…明治大学教授・三沢直子さんの講演・「家庭での子育て」から「地域・社会での子育て」へ
▶パネルディスカッション「子育て支援から虐待予防を考える」 日時…11月12日(土)、午後1時～4時30分 会場…西武本川越ペペ5階「ペペホール・アトラス」 定員…先着300人 申し込み…ハガキに住所・氏名・電話番号、託児（1歳～就学前）希望者は子の氏名・年齢、手話通訳を希望する場合はその旨を明記し、11月4日(金)（必着）までに〒330-9301埼玉県子ども安全課（ファクス・Eメール可）

問い合わせ…埼玉県子ども安全課・TEL048-830-3345・FAX048-830-4787・Eメール=a3340-02@pref.saitama.lg.jp

児童虐待とは、保護者が児童に対して行う次のような行為です。
身体的虐待：児童の身体に外傷が生じるような暴力を加えること
性的虐待：児童にわいせつな行為をすることまたは児童にわいせつな行為をさせること
ネグレクト：児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食や長時間の放置、保護者としての監護を怠る行為（保護者以外の同居人による身体的・性的・心理的虐待行為を、保護者が放置することも含まれます）
心理的虐待：児童に対する著しい暴言または著しい拒絶的な対応（配偶者への暴力も、子どもに著しい心理的外傷を与える場合は含まれます）
児童虐待に関する相談件数は年々増加しています。子どもの生命が奪われるといった事件も、あとを絶ちません。児童虐待の問題は、社会全体で早急に解決しなければならぬ重要な課題となっています。
こうした状況から、関係法律が改正され、虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、市町村や都道府県が設置する福祉事務所・児童相談所に通告しなければならないことになりました。
もし、「虐待かな？」と少しでも感じたらご連絡ください。秘密は厳守します。子どもたちを守ることは、すべての大人の責任です。
問い合わせ：子ども家庭課児童福祉係・TEL内線2583